

野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書

〈第一次実施計画書〉

平成 18 年 10 月

実施者 : 東京都建設局北多摩南部建設事務所

協議会 : 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会

はじめに

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会（以下、協議会）では、野川及び野川第一・第二調節池における水環境の再生・創出を目指して、自然再生推進法に基づく「野川第一・第二調節池地区自然再生全体構想」を作成した。全体構想及び本実施計画は、市民、市民団体、学識経験者、東京都、小金井市で構成された協議会で検討したものである。協議会は、平成17年3月に発足し、平成18年9月まで12回の会議を開催してきた。

本実施計画の実施者は「東京都建設局北多摩南部建設事務所」としているが、これまでの検討の経過の中で、全体構想等を検討してきた協議会の構成者が、今後自然再生事業を進めていく上でも連携して中心的な役割を担うこととした。そのため、表記した実施者以外の市民等の主体的な参加についても記載している。

自然再生事業は三段階での展開を構想している。本実施計画は、その内、第一段階（第一期事業）及び第二段階（第二期事業）における自然環境の再生・創出対策と各主体の連携と参加の内容について、自然再生実施計画書としてとりまとめたものである。

●目次●

はじめに

1. 自然再生事業の対象となる区域及びその内容	
1.1 自然再生事業の対象となる範囲	1
1.2 事業対象地区の自然環境及び周辺地域の自然環境との関係	2
2. 整備の目標	
2.1 自然再生全体構想の目標	10
2.2 第一期及び第二期事業における基本方針	12
3. 自然再生事業の実施計画及び効果	
3.1 第一期計画	14
3.2 第二期計画	19
4. ふれあい活動（環境学習等）	
4.1 ふれあい活動の展開	23
5. モニタリング	
5.1 第一期・第二期事業におけるモニタリングの実施方針	25
5.2 第一期事業におけるモニタリング	25
5.3 モニタリングの内容	26
6. 維持管理	
6.1 維持管理内容と実施主体	29
6.2 モニタリング・維持管理の体制	30
7. 広報活動及び情報公開の展開	32